

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成23年10月1日～平成24年3月31日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（5件）

・人身事故

相手方に右手首，左足首捻挫の傷害を与えたもの 1件

相手方に頸椎捻挫の傷害を与えたもの 3件

相手方に多発性骨折等の傷害を与えたもの 1件

その他（1件）

・7条地下駐車場の公用車用定期券を自家用車の料金精算に使用したもの 1件

2 公益通報の実績

(1) 受付件数 1件

(2) 処理状況 公益通報としての要件を満たしていなかったため，調査は行わなかった。

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 旭川市公正職務審査会

(1) 開催回数 1回

(2) 会議内容 公益通報に係る審査等